

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和元年6月21日

2. 回答を行った年月日

令和元年7月19日

3. 新事業活動に係る事業の概要

本件事業は、外国籍社員のビザ申請・管理が簡単にできるクラウド型サービス（以下「サービス」という。）を提供するものであり、利用者は、本件事業を行う者（以下「事業者」という。）のシステム（以下「システム」という。）上にて情報を入力することで、申請書類に当該利用者の情報が反映され、電磁的記録にて申請書類を出力することができる。また、当該利用者が希望する際には、当該システムを利用して、事業者と提携している行政書士事務所又は行政書士法人に所属する行政書士（以下「提携行政書士」という。）に、申請等取次を依頼可能である。

＜事業の流れ＞

（1）企業が利用する場合

- ①本サービスに登録を希望する企業が、本サービスに登録を行い、利用開始。
- ②登録企業の人事労務担当者（以下「人事労務担当者」という。）が、採用予定又は雇用している外国人材を事業者サービスへ追加。
- ③人事労務担当者が、本サービスを利用して申請書類※を作成。
- ④人事労務担当者が、③にて作成した申請書類を地方出入国在留管理局に提出。
- ⑤登録企業が、申請書類の提出にあたり、提携行政書士を通じての提出を希望する場合には、提携行政書士が地方出入国在留管理局に赴き申請書類を提出。

（2）個人が利用する場合

- ①本サービスに登録を希望する外国人材が、本サービスに登録を行い、利用開始。
- ②当該外国人材が、本サービスを利用して申請書類※を作成。
- ③当該外国人材が、②にて作成した申請書類を地方出入国在留管理局に提出。
- ④当該外国人材が、申請書類の提出にあたり、提携行政書士を通じての提出を希望する場合には提携行政書士が地方出入国在留管理局に赴き申請書類を提出。

※申請書類等に必要とされる署名又は記名及び押印に関しては、申請人である外国人材等が行う。

4. 確認の求めの内容

- （1）利用者が、本サービスのシステム上にて、在留資格に関する申請書類を作成できる点が、行政書士法第1条の2に規定されている「報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること」に該当しないか。
- （2）利用者の希望があった際に、本サービスのシステム上にて、提携行政書士に申請等取次を依頼できる点が、出入国管理及び難民認定法第61条の9の3並びに同法施行規則第6条の2、第19条第3項第2号、第21条の3第4項、第21条の4第3項及び第59条の6に

規定されている「申請等取次」に該当しないか。

5. 確認の求めに対する回答の内容

(1) 4. (1)について

行政書士法第1条の2は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。」と規定している。

本件において、事業者が新たに提供しようとするサービスは、利用者が入力した内容をオンライン上で申請書類の様式に反映させるものであるところ、一般的に、事業者が、Web上に一定の入力フォームを用意し、利用者が自己の判断に基づき、その入力フォームに用意された項目に一定の事項を入力し、当該利用者自身が申請書類を作成する行為（これらの行為を可能とするために提供される役務を含む。）は、行政書士法第1条の2第1項に規定する事務を業として取り扱ったとの評価まではされないものと考えられる。

(2) 4. (2)について

照会書に記載された事業活動を前提とした場合、4. (2) 「利用者の希望があつた際に、本サービスのシステム上にて、提携行政書士に申請等取次を依頼できる」点は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第61条の9の3第4項、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「施行規則」という。）第6条の2第4項、第19条第3項、第21条の3第4項、第21条の4第3項、第59条の6第3項第1号に規定する、行政書士等が外国人本人等に代わって申請書の提出等の事実行為を行う、いわゆる「申請等取次」には該当しないと考えられる。

（理由）

入管法第61条の9の3第1項は、外国人が同項各号に定められた行為をするときは、外国人自らが出頭して行わなければならないと定めている。

この本人の出頭義務の例外として、施行規則第59条の6第3項第1号は、所属する行政書士会等を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た行政書士等が、地方出入国在留管理局に対する申請書や資料の提出等の事実行為を外国人本人等に代わって行うことができると定めており（在留資格認定証明書交付申請に関しては、施行規則第6条の2第1項に定める本人又は代理人の出頭義務の例外として施行規則第6条の2第4項において規定、資格外活動許可申請に関しては、施行規則第19条第1項に定める本人出頭義務の例外として施行規則第19条第3項において規定、申請内容の変更の申出については、施行規則第21条の3第1項及び第21条の4第1項に定める本人出頭義務の例外として施行規則第21条の2第4項及び第21条の4第3項において規定されている。）、外国人本人等に代わって申請書や資料の提出等の事実行為を行うことは、「申請等取次」と呼ばれている。

このように、「申請等取次」とは、外国人本人等に代わって申請書や資料の提出等の事実行為を行うことをいうと解される。「利用者の希望があつた際に、本サービスのシステム上にて、提携行政書士に申請等取次を依頼できる」とすることは、申請書や資料の提出等の事実行為そのものを行うわけではないと考えられることから、申請等取次には当たらないと考えられる。

なお、以下の点に留意すること。

①下記のとおり、特定の申請については、施行規則上、取次を依頼する主体が定められている（例えば在留資格変更許可申請について、受入れ機関が取次を依頼することはできない。）。

・在留資格認定証明書交付申請については、「本邦にある外国人又は法第7条の2第2項

に規定する代理人」（施行規則第6条の2第4項）

・在留資格変更許可申請等入管法第61条の9の3第1項第3号に規定する申請については、「本邦にある外国人又はその法定代理人」（施行規則第59条の6第3項）

・「資格外活動許可」「申請内容の変更の申出」については、「外国人」（施行規則第19条第3項、第21条の3第4項、第21条の4第3項）

②申請等取次は、①に記載した者から取次を行うことが認められている行政書士に直接依頼をする必要がある。

③地方出入国在留管理局に提出する各種申請書等は、施行規則によりその様式が定められており、様式上主体を定めた上で、その主体による署名や記名・押印が必要とされていることから、これに従って、署名や記名・押印をする必要がある。